省　令

○財務省令第八十四号

歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月三十日

財務大臣　麻生　太郎

歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令

歳入歳出外の国庫内移換に関する規則（昭和三十五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

3　附則に次の一項を加える。

第二条の規定は、財務大臣が、特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第七十六号）附則第十五条第二項の規定により、旧臨時軍事費特別会計（ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律第九条の規定により廃止された臨時軍事費特別会計の終結に関する件（昭和二十二年勅令第百十号）第二条の規定にかかわらず、平成二十一年度から平成二十五年度までの各年度において、当該年度の前年度の決算上の剰余金から当該年度の歳入歳出外の歳入歳出の決算上の剰余金の額（当該剰余金の額が当該年度の歳入歳出外の歳入歳出の決算上の剰余金の額の百分の二に相当する額を超える場合には、当該百分の二に相当する額）を控除した額を翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

○財務省令第八十五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十八条第二項第二号の規定に基づき、平成二十年総務省告示第四百六十五号（三五・二六MHz以上三五・三八MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月三十日

総務大臣　山本　早苗

第二項中「その上空」を「日本周辺海域（日本国の領海の基線（領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第二条第一項に規定する基線をいう。）から二百海里の線（その線が中間線（同法第一条第二項に規定する中間線をいう。以下この項において同じ。）を超えるときは、その中間線とする。）までの海域をいう。次項において同じ。）並びにそれらの上空」に改める。

第二項中「陸上」の下に「及び日本周辺海域」を加える。

○法務省告示第四百五十六号

土地家屋調査士法施行規則（昭和五十四年法務省令第五十三号）第二十六条第二項の規定に基づき、法務大臣の指定する電子証明書を次のように定める。

平成二十六年十月三十日

法務大臣　上川　陽子

セコムパスポート for G—ID（平成14年総務省・法務省・経済産業省告示第八号）の用に供するために作成された電子証明書（土地家屋調査士電子証明書に限る。）

○法務省告示第四百五十七号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十六年十月三十日

法務大臣　上川　陽子

住所　横浜市港南区港南台５丁目21番18号
　盧芳鉉　昭和37年８月20日生
　徐知恵　昭和41年11月14日生
　盧央淳　平成６年２月17日生
　盧千愛　平成７年９月22日生
　盧功淳　平成９年８月13日生
　盧愛美　平成11年８月９日生

住所　大阪府泉佐野市湊１丁目２番34号
　ハイサム・オマー・エルバシール・オマー　昭和43年３月13日生
住所　東京都渋谷区代々木４丁目35番18号
　林浩美　昭和54年８月22日生
住所　大阪市住吉区清水丘３丁目３番13号
　魏碧雲　昭和25年５月18日生
　楊祖強　昭和55年５月24日生
住所　東京都板橋区大山東町14番１—1006号
　宋典子　昭和30年３月３日生
　姜福哲　昭和61年９月16日生
住所　愛知県半田市白山町５丁目209番地13
　禹富元　昭和22年10月28日生
　金松月　昭和24年２月24日生
住所　愛知県半田市白山町５丁目209番地10
　禹美砂　昭和51年１月20日生
住所　愛知県半田市花園町６丁目４番地11
　禹揚太　昭和52年７月８日生
住所　神戸市東灘区向洋町中５丁目６番地２
　楊文忠　昭和43年７月30日生
　楊潤湮　平成６年５月３日生
　楊潤瞳　平成24年10月23日生
住所　東京都多摩市貝取２丁目２番地
　胡潤亮　昭和54年８月11日生
住所　福岡市城南区東油山２丁目７番７—309号
　李程　昭和62年３月21日生
住所　愛知県豊田市浄水町原山304番地１
　呉百恵　昭和63年２月29日生
住所　宮城県名取市杜せきのした２丁目１番地１
　楊佩琦　昭和56年１月12日生
住所　堺市東区北野田945番地１
　李夏葉　昭和54年８月14日生
住所　京都市伏見区竹田桶ノ井町82番地
　文英生　昭和54年７月９日生
住所　長野市青木島町大塚1290番地13
　趙娟　平成元年５月13日生
住所　東京都目黒区大岡山１丁目36番13—207号
　姜善永　昭和47年４月14日生
住所　東京都世田谷区三軒茶屋２丁目９番20号
　康亮　昭和56年３月11日生
住所　東京都品川区八潮５丁目10番59—403号
　安民姫　昭和34年３月29日生
　金佑実　平成８年９月２日生
　金隆史　平成13年３月３日生
住所　東京都中野区野方４丁目15番10号
　趙亮至　昭和58年11月10日生

住所　東京都足立区綾瀬２丁目27番１—1003号
　崔熙淑　昭和40年７月２日生
住所　東京都板橋区常盤台４丁目32番５号
　朴太峰　昭和57年３月１日生
住所　東京都練馬区豊玉北５丁目14番１—802号
　黄麻美子　昭和62年９月４日生
住所　名古屋市緑区浦里１丁目85番地33
　邵志成　平成２年９月６日生
住所　名古屋市北区上飯田南町４丁目１番地
　鄭江美子　昭和26年２月21日生
住所　名古屋市北区山田２丁目８番57号
　具恵順　昭和50年８月18日生
住所　岡山県久米郡美咲町原田2009番地
　崔守福　昭和28年７月20日生
住所　岡山県津山市国分寺851番地１
　崔美香　昭和59年12月４日生
住所　長野市大字稲葉2576番地１
　金正太郎　昭和19年１月18日生
　全明子　昭和20年５月30日生
住所　岩手県久慈市長内町第37地割１番地12
　金富美子　昭和42年10月１日生
住所　大阪市大正区泉尾４丁目３番23—802号
　李知栄　昭和59年３月６日生
住所　大阪市住吉区我孫子２丁目４番27号
　梁明玉　昭和25年７月27日生
　邉厚吉　昭和50年９月26日生
　邉美好　昭和53年５月22日生
住所　大阪府東大阪市下小阪５丁目５番24—402号
　叢綺　昭和59年１月24日生
住所　大阪市平野区瓜破西２丁目７番21号
　高忠夫　昭和30年２月15日生
　高恵美　昭和63年４月17日生
　高英明　平成元年10月８日生
住所　大阪市生野区巽南４丁目１番８号
　金美智子　昭和38年４月25日生
　金美江　昭和50年11月７日生
住所　大阪市平野区加美東１丁目12番18号
　田浩鎮　昭和44年11月11日生
住所　大阪市平野区加美東６丁目７番８号
　田千恵子　昭和49年２月12日生
住所　大阪府東大阪市森河内西１丁目13番32号
　田由美子　昭和46年２月13日生
住所　堺市南区深阪南310番地４
　呉隆正　昭和57年１月４日生

附　則

この省令は、公布の日から施行する。